

# よくある質問⑩

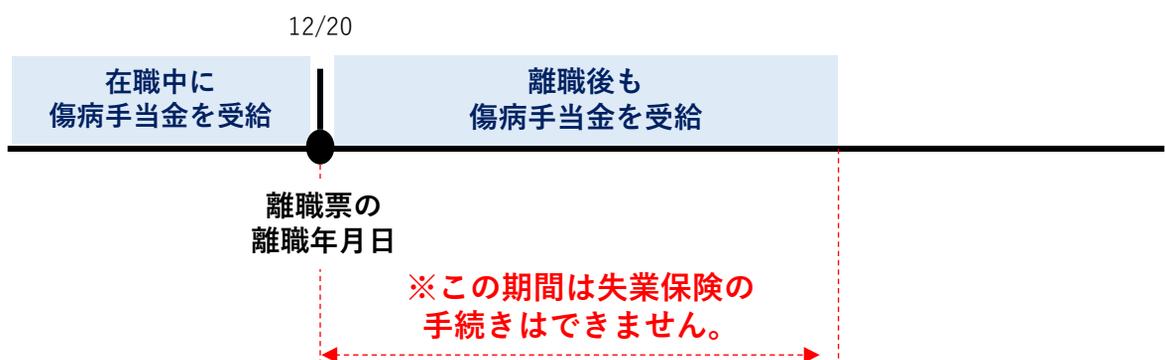
問10-1 今の職場で現在傷病(又は疾病)を理由に休職中で、健康保険から「傷病手当金」を受給しています。

今月職場を退職する予定で、退職後も健康保険の「傷病手当金」を申請する予定です。この場合、失業保険の手続きはできますか？

## (答10-1)

健康保険の「傷病手当金」を受給している間は、失業保険の手続きはできません。

※健康保険の「傷病手当金」を受給している期間は、労務が不能と判断されている期間になるため、すぐに就職できる状態であることを要件としている失業保険と同時に手続きすることはできません。



問10-2 会社を退職後も、しばらくの間健康保険の「傷病手当金」を受給する可能性が高いのですが、失業保険の手続きで何かしておく必要はありますか？

(答10-2)

離職日の翌日から1年以内に30日以上継続して職業に就くことができない場合は、**受給期間の延長申請手続き**を行ってください。

※受給期間の延長申請中は失業保険としての支給はありません。

※受給期間の延長申請は、失業保険の手続きできる期間を最大3年間延長する手続きになります。

※受給期間の延長申請に関する詳細は問9をご確認ください。